# 被災者支援に関する 各種制度の概要 (東日本大震災編)



(平成24年6月30日現在)



このたびの東日本大震災によって亡くなられた皆様に心から御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様には心からお 見舞いを申し上げます。

国では、被災者の生活再建への取り組みを支援するため、各種の支援制度を用意しております。

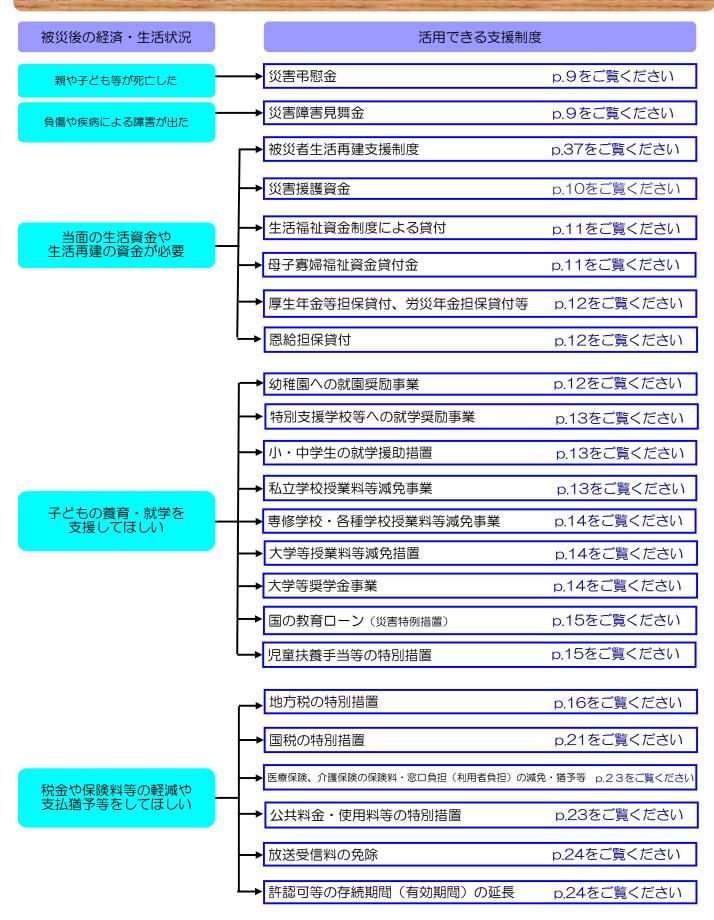
このパンフレットは、災害時に皆さまが各種の支援制度を最大限に活用しながら生活再建や地域の復興に向けて取り組むことができるよう、従来よりこれら支援制度をわかりやすくまとめているものですが、今回の東日本大震災の被災者向けに、内容を新たに更新しました。

被災から一日も早い復興を成し遂げるためには、まず被災者 自らが生活再建への意欲を持ち、様々な人々との協働や支援制 度の活用を図りながら、取り組んでいくことが大切です。

また、暮らしの場である地域の復興のために、地域の住民同 士が助け合い、取り組んでいくことも大切です。

国としても、一日も早く被災地が復興できるよう、国のとり うる政策手段を最大限に活用し、被災地の復旧・復興に全力を 尽くしてまいりますので、皆様も、本パンフレットを生活再建 の一助にしていただければ幸いです。

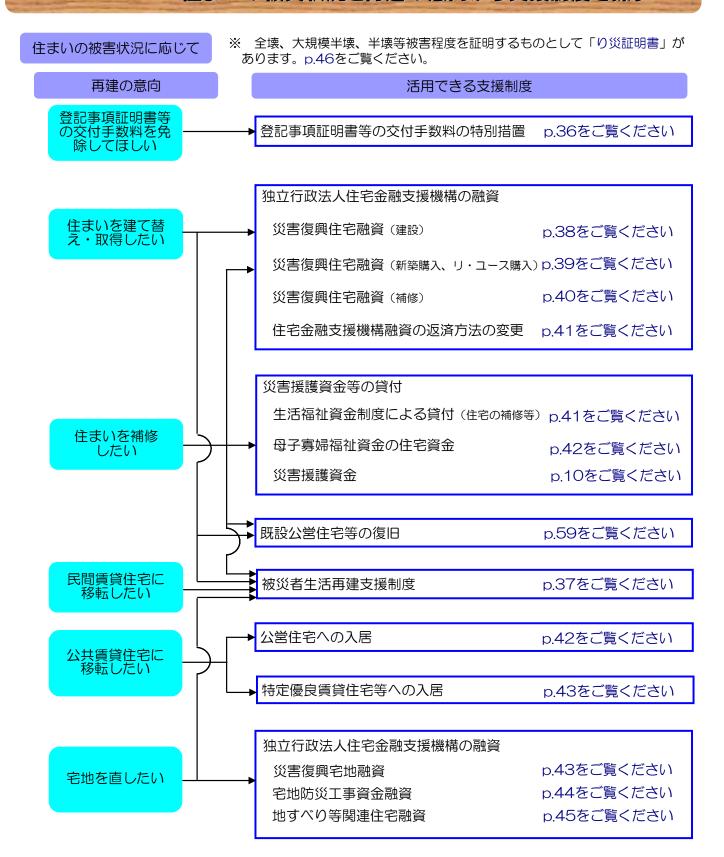
### 経済・生活面の支援 ~被災後のくらしの状況から支援制度を探す~



# 経済・生活面の支援 ~被災後のくらしの状況から支援制度を探す~

自力で生活を維持できない	生活保護	p.25をご覧ください
離職後の生活を支援してほしい	未払賃金立替払制度	p.26をご覧ください
一時的な離職時の生活を支援してほしい	雇用保険の失業等給付	p.27をご覧ください
再就職を支援してほしい	職業訓練	p.27をご覧ください
就職活動を支援してほしい	➡ 職業転換給付金(広域求職活動費、移転費、訓練手当)の支	給 p.28をご覧ください
	→ 法的トラブル等に関する情報提供	p.29をご覧ください
	東日本大震災の被災者に対する法律援助(東日本大震災法律	!援助事業) p.30をご覧ください
法的トラブルの解決方法を知りたい・	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度	度 p.31をご覧ください
	→ 被災地における各種専門家の無料相談	p.33をご覧ください
	➡ 民事調停の申立手数料の免除	p.34をご覧ください
人権問題に関する悩みについ	)	
て話を聞いてほしい	──── 人権相談	p.35をご覧ください
旅券を紛失した	₹災特例旅券の発給	p.35をご覧ください

### 住まいの確保・再建のための支援 ~住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す~



<sup>※</sup> この他、地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備や良好な居住環境の形成を推進することができるようにするための制度として「社会資本整備総合交付金制度」があります。詳しくは、p.63をご覧下さい。

### 中小企業・自営業への支援 ~事業再建のための支援制度を探す~

被災後の事業・雇用の状況 活用できる支援制度 農林漁業の再建資金が必要 農林漁業者に対する資金貸付 p.47をご覧ください 【農林漁業者】 東日本大震災復興特別貸付 p.49をご覧ください マル経融資 p.50をご覧ください 中小事業の再建資金が必要 東日本大震災復興緊急保証 p.50をご覧ください 【中小企業者】 災害関係保証 p.51をご覧ください セーフティネット保証 p.51をご覧ください p.51をご覧ください 二重ローン対策 ((株)東日本大震災事業者再生支援機構による支援) 仮設店舗、仮設工場などの整備 p.52をご覧ください 業用施設の復旧・整備が必要 施設の復旧・整備に対する補助・融資 p.52をご覧ください 【中小企業者】 復旧・復興のための経営相談 p.52をご覧ください 再就職を支援してほしい 職場適応訓練費の支給 p.53をご覧ください 雇用の維持を支援してほしい 雇用調整助成金の特例措置 p.54をご覧ください 被災者雇用開発助成金の支給 p.55をご覧ください 被災者の雇い入れを支援して ほしい p.56をご覧ください 成長分野人材育成支援事業の拡充 成長分野等人材育成支援事業の拡充 p.57をご覧ください (県外高度訓練(震災特例)) 従業員の人材育成を支援して 農漁業者の雇用支援 p.58をご覧ください ほしい キャリア形成促進助成金の特例措置 p.58をご覧ください

### 安全な地域づくりへの支援 ~地域づくりのための支援制度を探す~



<sup>※</sup>この他、地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして地域における住宅に対する多様な需要に応じた 公的賃貸住宅等の整備や良好な居住環境の形成を推進することができるようにするための制度として、 「社会資本整備総合交付金制度」があります。詳しくは、p.63をご覧ください。

<sup>※</sup>また、公共施設(道路、広場、緑地等)の整備を伴う優良な民間都市開発事業や景観形成等のまちづくりに資する 施設整備については、民間都市開発推進機構による金融支援制度等があります。 詳しくは、p.64をご覧ください。

# 相談窓口 ~行政への相談窓口を探す~

相談窓口名	相談内容等
中小企業電話相談ナビダイヤ —	→ 震災の影響を受けた中小企業の方からの相談p.65をご覧ください
東日本大震災に関する 特別相談窓口	■● 震災の影響を受けた中小・小規模企業や p.65をご覧ください 農林漁業者の方からの融資や返済の相談
震災特別相談窓口	被災された事業主、労働者等の方々に対して、 公共職業訓練、助成金の取扱い等に係る情報p.65をご覧ください の提供
よりそいホットライン	生きにくさ、暮らしにくさを抱える人のための 無料電話相談 p.65をご覧ください
こころの健康相談	→ 被災による不安や悩み p.66をご覧ください
NHKふれあいセンター _	放送受信料やNHKのテレビ、ラジオなど 受信に関する技術的な相談 p.66をご覧ください
消費者ホットライン ―	地方自治体が設置している身近な消費生活 p.67をご覧ください 相談窓口の案内
法的トラブル解決のための 総合案内所(法テラス)	→ 解決に役立つ法制度や窓口の案内 p.67をご覧ください
人権相談 ———	→ 差別やプライバシー侵害などの人権問題 p.67をご覧ください
行政に関するお問い合わせ -	■ 国の行政に関する各種相談 p.68をご覧ください

# 経済・生活面の支援

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
支援の内容	<ul> <li>災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。</li> <li>災害弔慰金の支給額は次のとおりです。</li> <li>・生計維持者が死亡した場合:市町村条例で定める額(500万円以下)を支給</li> <li>・その他の者が死亡した場合:市町村条例で定める額(250万円以下)を支給</li> </ul>
対象となる方	<ul> <li>●災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方)のご遺族です。</li> <li>●支給の範囲・順位</li> <li>・①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母</li> <li>・上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)</li> <li>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</li> </ul>
今回の措置	今回の災害については、全国の市町村における被害が災害弔慰金の支給対象となります。
お問い合わせ	市町村

制度の名称	災害障害見舞金		
支援の種類	給付		
支援の内容	<ul> <li>災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。</li> <li>災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。</li> <li>生計維持者が重度の障害を受けた場合:市町村条例で定める額(250万円以下)を支給・その他の者が重度の障害を受けた場合:市町村条例で定める額(125万円以下)を支給</li> </ul>		
対象となる方	<ul> <li>●災害により以下のような重い障害を受けた方です。</li> <li>① 両眼が失明した人</li> <li>② 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人</li> <li>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人</li> <li>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人</li> <li>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人</li> <li>⑥ 両上肢の用を全廃した人</li> <li>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人</li> <li>⑧ 両下肢の用を全廃した人</li> <li>⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人</li> <li>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上減失した災害等です。</li> </ul>		
今回の措置	今回の災害については、全国の市町村における被害が災害弔慰金の支給対象となります。		
お問い合わせ	市町村		

制度の名称	災害援護資金		
支援の種類	貸付		
	●災害により負傷又	は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰	金の支給等に関する
	法律に基づき、生	舌の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額	等は次のとおりです。
		①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
		ア 当該負傷のみ	150万円
		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
		ウ 住居の半壊	270万円
	貸付限度額	エ 住居の全壊	350万円
支援の内容		②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
		イ 住居の半壊	170万円
		ウ 住居の全壊(工の場合を除く)	250万円
		エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
	貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)	
	据置期間	3年以内(特別の場合5年)	
	償 還 期 間	10年以内(据置期間を含む)	
	<b>ヘ</b> ルエのいまれかの	orent XIII THE OHER TANDER	
		被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 よい色傷し、その感義に悪する期間が無われか日い	_
	①世帝王が火音に、   ②家財の1/3以	より負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以. トの場実	┶
	②休息の1/3以   ③住居の半壊又は		
		主張、加山 す。表の額以下の場合が対象です。	
	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金客	<b> I I I I I I I I I </b>
	1人	220万円	<del>R</del>
活用できる方	2人	430万円	
	3人	620万円	
	4人	730万円	
		1 人増すごとに730万円に30万円を加えた額。	
	5人以上	ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします	ਰ੍ਹੇ
	   ※対象となる災害は	自然災害で都道府県において災害救助法が適用さ	
	ある場合などの災害です。		
	   貸付利率、据置期間。		
	貸付利率	無利子(保証人を立てない場合は1.5%)	
今回の措置		6年以内(特別の場合8年)	
	据置期間	※据置期間中は無利子で償還は不要です。	
		※据置期間中は無利子で償還は不要です。 13年以内(据置期間を含む)	

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付			
支援の種類	融資	融資		
	に対して、経済的な	融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯 自立と生活の安定を図ることために必要な経費を貸し付けるものです。 災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付があります。貸付 のです。		
	貸付限度額	150万円(目安)		
支援の内容	貸付利率	連帯保証人を立てた場合:無利子		
	貝加州平	連帯保証人を立てない場合:年1.5%		
	据置期間	6か月以内		
	償 還 期 間	7年以内(目安)		
		資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があり 市県、市町村、社会福祉協議会にご相談ください。		
   活用できる方	●低所得世帯、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯			
1010 00 075	●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外			
		所得以下の被災世帯に対しては、しばらくの間の生活費や転居費など、		
	生活の再建を支援する生活復興支援資金の貸付を行います。			
今回の措置	・一時生活支援費(当面の生活費):月20万円以内(貸付期間:6月以内)			
	・生活再建費(住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用):80万円以内			
+/881 / △ 40   ↓	・住宅補修費(住宅補修等に必要な費用):250万円以内			
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会			

制度の名称	母子寡婦福祉資金貸付金
支援の種類	貸付
	●母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るため
古塔の内容	に必要な経費を貸し付けるものです。
支援の内容	●災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講
	じます。
	<ul><li>母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。)</li></ul>
	①母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方)
	②母子福祉団体(法人)
活用できる方	③父母のいない児童(20歳未満)
	<ul><li>●寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。)</li></ul>
	①寡婦(かつて母子家庭の母であった方)
	②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	都道府県・市(福祉事務所設置町村含む。)の福祉事務所

制度の名称	厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等		
支援の種類	融資		
支援の内容	<ul> <li>●共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。</li> <li>●貸付限度額等は次のとおりです。</li> <li>貸付限度額 250万円以内(ただし、共済年金の場合は年額の3年分以内)         対象経費住宅などの資金や事業資金         保証人等年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要         ※金利については株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構にご確認ください。</li> </ul>		
活用できる方	●年金受給者の方が対象です。		
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 各支店にお問い合わせください(共済年金) 独立行政法人福祉医療機構 電話03-3438-0224(厚生年金、労災年金等)		

制度の名称	茂	恩給担保貸付		
支援の種類	融			
	<ul><li>●恩給を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。</li><li>●貸付限度額等は次のとおりです。</li></ul>			
		貸付限度額	250万円以内、ただし恩給年額の3年分以内	
支援の内容		対象経費	住宅などの資金や事業資金	
		保証人等	恩給等証書を預ける。ともに、1名以上の連帯保証人が必要	
	※金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。		は株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。	
活用できる方	•	●恩給受給者の方が対象です。		
お問い合わせ	' '	株式会社日本政策金融公庫 各支店にお問い合わせください 沖縄振興開発金融公庫 電話098-941-1795 (沖縄に住所を有する方)		

制度の名称	幼稚園への就園奨励事業
支援の種類	給付
支援の内容	●保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減します。
活用できる方	●幼稚園に通う園児の保護者(避難をされている方も、この制度を活用することができます。)
	●幼児の保育料等や就園に関する経済的支援の弾力的な対応等について取組を促していま
今回の措置	す。※私立幼稚園の保育料等の減免については、「私立学校授業料等減免事業」もご参照く
	ださい。
お問い合わせ	市町村、幼稚園

制度の名称	特別支援学校等への就学奨励事業	
支援の種類	給付	
支援の内容	●被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助します。	
活用できる方	●被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯	
今回の措置	<ul> <li>●所得書類の提出が困難な場合は、以下の方法により、弾力的に確認を行っています。</li> <li>①「罹災証明書」または「被災証明書」による確認</li> <li>②東日本大震災により被災を受けた地域に在住していたことを証する書類(運転免許証、健康保険証など)による確認</li> <li>③市町村の担当者等による、児童又は生徒本人、保護者等からの聞き取りによる確認</li> <li>④その他、東日本大震災により被災したことが確認できると市町村長が認める方法</li> </ul>	
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校	

制度の名称	小・中学生の就学援助措置	
支援の種類	給付	
支援の内容	●被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。	
活用できる方	<ul><li>●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この 制度を活用することができます。</li></ul>	
今回の措置	●所得書類の提出が困難な場合は、以下の方法により、弾力的に確認を行っています。 ①「罹災証明書」または「被災証明書」による確認 ②東日本大震災により被災を受けた地域に在住していたことを証する書類(運転免許証、健康保険証など)による確認 ③市町村の担当者等による、児童又は生徒本人、保護者等からの聞き取りによる確認 ④その他、東日本大震災により被災したことが確認できると市町村長が認める方法	
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校	

制度の名称	私立学校授業料等減免事業
支援の種類	減免
支援の内容	●震災により就学困難となった幼児児童生徒に、授業料など減免措置をおこなう私立学校に補
	助をおこなう都道府県に対し、国が補助します。
活用できる方	●震災により授業料等の納付が困難となった私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等
	教育学校又は特別支援学校の幼児児童生徒が対象です。
お問い合わせ	都道府県、在籍する各私立学校

制度の名称	専修学校・各種学校授業料等減免事業
支援の種類	減免
支援の内容	●震災により就学困難となった生徒に、授業料など減免措置をおこなう専修学校・各種学校に 補助をおこなう都道府県に対し、国が補助します。
活用できる方	●震災により授業料等の納付が困難となった公立及び私立の専修学校・各種学校の生徒が対象です。※制度の適用外となる専修学校・各種学校もあります。
お問い合わせ	都道府県、在籍する専修学校・各種学校

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免
支援の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行います。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各大学等

制度の名称	大学等奨学金事業
支援の種類	貸与
支援の内容	<ul><li>●東日本大震災により家計が急変した学生等が、経済的理由により修学を断念することがないよう、無利子奨学金の貸与を実施します。</li></ul>
活用できる方	<ul><li>●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程)、高等学校の学生・</li><li>生徒</li></ul>
お問い合わせ	在籍する各学校(奨学金担当窓口)

制度の名称	国の教育ローン(災害特例措置)
支援の種類	融資
	●災害により被害を受けた方に対して教育ローンを融資します。
	●貸付限度額等は次のとおりです。
土ぜる中容	貸付限度額 学生・生徒1人あたり300万円以内
支援の内容	対 象 経 費 学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等
	保 全 (公財)教育資金融資保証基金
	※金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。
	●高等学校、短期大学、大学・大学院、専修学校、各種学校、海外の高校、大学等に入在学す
活用できる方	る学生・生徒をもつ保護者であって、り災証明書等を受けている方
	●世帯の年収(所得)に関する上限額の設定(所得制限)あり
今回の措置	●貸付金利の低減 (通常金利より0.4%引き下げ)、貸付期間の延長 (15年以内⇒18年以内)、
	子供1人及び2人世帯の所得制限を一部緩和
た即い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 国の教育ローンコールセンター 電話0570-008656
お問い合わせ	沖縄振興開発金融公庫 電話098-941-1795 (沖縄に住所を有する方)

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
支援の内容	<ul><li>●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。</li></ul>
活用できる方	●障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
お問い合わせ	市町村

制度の名称	地方税の特別措置
  支援の種類	   減免、徴収の猶予等
支援の内容	<ul> <li>地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税(個人住民税、固定資産税、自動車税など)について、一部軽減又は免除を受けることができます。</li> <li>徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。</li> <li>期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。これには、都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限を延長している場合には手続きは必要ありません。詳しくは、お住まいの都道府県・市町村にお問い合わせください。</li> </ul>
活用できる方	<ul><li>●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。</li><li>●地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なります。お住まいの都道府県・市町村にご相談、お問い合わせください。</li></ul>
今回の措置	<ul> <li>●東日本大震災により被害を受けた場合の税制上の特例措置</li> <li>○住民税関係</li> <li>①住民税の軽減があります</li> <li>◎住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、住民税の軽減を受けることができます。</li> <li>◎所得税で申告した方については、基本的に手続不要です。ただし、所得税を納める必要がなく、住民税のみ納める必要がある方については、この軽減措置を受けるために手続きが必要ですので、お住まいの市町村にお問い合わせください。</li> <li>②住宅借入金等特別税額控除についての特例があります</li> <li>⑥大震災で住宅が減失等した場合でも、引き続き、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けることができます。</li> <li>⑥大震災で住宅が減失等し、住宅を再取得等した場合には、選択により、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けることができます。</li> <li>⑥所得税で申告した方については、基本的に手続不要です。</li> <li>○固定資産税・都市計画税・不動産取得税関係</li> <li>①固定資産税・都市計画税の課税免除等の特例があります</li> <li>◎津波により甚大な被害を受けた区域として平成23年度に市町村長が指定した区域内の土地・家屋については、同年度と同様に平成24年度においても、原則、固定資産税等は課税されません。ただし、平成24年1月1日時点の使用状況等を総合的に勘案し、固定資産税等を課することが適当な土地・家屋として、市町村長が指定・公示した土地・家屋は通常通り課税されます。</li> <li>◎平成24年度に課税の対象となった土地・家屋のうち、その使用状况等を総合的に勘案し、固定資産税等を減額して課することが適当な土地・家屋として市町村長が指定・公示した土地・家屋は税額の1/2が減額されます。</li> <li>◎なお、課税免除等の適用を受けるに当たっては特段の手続き等は不要です。また、具体的にどの区域が指定されているかについては、お住まいの市町村にお問い合わ</li> </ul>

せください。

- ②被災した住宅の敷地についての特例があります
  - ◎大震災で滅失・損壊した住宅の敷地について、引き続き、住宅用地に係る固定資産 税・都市計画税の軽減を受けることができます。
  - ◎必要な手続きについては、敷地が所在する市町村にお問い合わせください。
- ③被災した家屋・土地に代わるものを取得した場合に特例があります
  - ◎大震災で滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋・土地について、固定資産税・ 都市計画税・不動産取得税の軽減を受けることができます。
  - ◎軽減措置を受けるためには、代替家屋や代替土地が所在する都道府県(不動産取得税)や市町村(固定資産税・都市計画税)にその家屋や土地の認定を受ける必要があります。必要な手続きについては、代替家屋や代替土地が所在する都道府県・市町村にお問い合わせください。
- ④被災した償却資産に代わるものを取得した場合に特例があります
  - ◎大震災で滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産について、固定資産税の軽減を 受けることができます。
  - ◎軽減措置を受けるためには、代替償却資産が所在する市町村(災害救助法の適用市町村に限ります。)にその償却資産の認定を受ける必要があります。必要な手続きについては、代替償却資産が所在する市町村にお問い合わせください。
- ⑤被災した<br />
  農地に代わるものを<br />
  取得した場合に特例があります
  - ◎大震災で耕作等が困難となった農地に代わる農地について、不動産取得税の軽減を 受けることができます。
  - ◎軽減措置を受けるためには、被災農地が所在する市町村の農業委員会等にその被災 農地の認定を、代替農地が所在する都道府県にその代替農地の認定を受ける必要が あります。必要な手続きについては、代替農地が所在する都道府県にお問い合わせ ください。
- ●東日本大震災(原子力災害)により被害を受けた場合の税制上の特例措置
  - ○固定資産税・都市計画税・不動産取得税関係
    - (1)固定資産税・都市計画税の課税免除等の特例があります
      - ◎原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域のうち各年度において市町村長が指定する区域内の土地・家屋については、その年度の固定資産税等の課税が免除されます。
      - ◎前年度の課税免除の対象区域であって、新たに課税免除の対象外となる区域のうち 市町村長が指定する区域内の土地・家屋については、原則3年度分その税額の1/ 2が減額されます。
      - ◎なお、課税免除等の特例の適用を受けるに当たっては特段の手続き等は不要です。 また、具体的にどの区域が指定されているかについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。
    - ②警戒区域内の家屋・土地に代わるものを取得した場合に特例があります
      - ◎警戒区域内の家屋やその敷地に代わる家屋・土地(代替家屋等)を平成23年3月11日から警戒区域が解除されてから一定期間経過する日までの間に取得した場合等には、固定資産税・都市計画税・不動産取得税の軽減措置を受けることができます。
      - ◎軽減措置を受けるためには、代替家屋等が所在する都道府県(不動産取得税)や市

町村(固定資産税・都市計画税)に代替家屋等の認定を受ける必要があります。必要な手続きについては、代替家屋等が所在する都道府県・市町村にお問い合わせください。

- ③警戒区域内の償却資産に代わるものを取得した場合に特例があります
  - ◎警戒区域内の償却資産に代わる償却資産(代替償却資産)を平成23年3月11日から警戒区域が解除されてから3ヶ月を経過するまでの間に取得した場合等には、 固定資産税の軽減を受けることができます。
  - ◎軽減措置を受けるためには、代替償却資産が所在する市町村(災害救助法の適用市町村に限ります。)に代替償却資産の認定を受ける必要があります。必要な手続きについては、代替償却資産が所在する市町村にお問い合わせください。
- 4警戒区域内の農地に代わるものを取得した場合に特例があります
  - ◎警戒区域内の農地に代わる農地(代替農地)を平成23年3月11日から警戒区域が解除されてから3ヶ月を経過するまでの間に取得した場合には、不動産取得税の軽減を受けることができます。
  - ◎軽減措置を受けるためには、代替農地が所在する都道府県にその代替農地の認定を 受ける必要があります。必要な手続きについては、代替農地が所在する都道府県に お問い合わせください。
- ⑤居住困難区域内の家屋・土地に代わるものを取得した場合に特例があります
  - ◎帰宅困難区域等の新たな避難区域のうち、総務大臣が指定・公示した区域(居住困難区域)内の家屋やその敷地に代わる家屋・土地(代替家屋等)を、平成23年3月11日から同区域を解除する旨の公示があった日から一定期間を経過する日までの間に取得した場合等には、固定資産税・都市計画税・不動産取得税の軽減措置を受けることができます。
  - ◎軽減措置を受けるためには、代替家屋等の所在する市町村に代替家屋等の認定を受ける必要があります。必要な手続きについては、代替家屋等が所在する市町村にお問い合わせください。
- ⑥居住困難区域内の償却資産に代わるものを取得した場合に特例があります
  - ◎居住困難区域内の償却資産に代わる償却資産(代替償却資産)を、平成23年3月 11日から同区域を解除する旨の公示があった日から3ヶ月を経過する日までの間 に取得した場合等には、固定資産税の軽減措置を受けることができます。
  - ◎軽減措置を受けるためには、代替償却資産の所在する市町村(災害救助法の適用市町村に限ります。)に代替償却資産の認定を受ける必要があります。必要な手続きについては、代替償却資産が所在する市町村にお問い合わせください。
- ⑦居住困難区域内の農地に代わるものを取得した場合に特例があります
  - ◎居住困難区域内の農地に代わる農地(代替農地)を、平成23年3月11日から 同区域を解除されてから3ヶ月を経過する日までの間に取得した場合には、不動 産取得税の軽減を受けることができます。
  - ◎軽減措置を受けるためには、代替農地が所在する都道府県にその代替農地の認定を 受ける必要があります。必要な手続きについては、代替農地が所在する都道府県に お問い合わせください。

#### ○自動車取得税・自動車税・軽自動車税関係

- ①警戒区域内にある自動車が永久抹消登録等されたときは自動車税・軽自動車税が課されません。
  - ◎警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに対しては、平成23年3月11日にさかのぼって、自動車税・軽自動車税が課されません。
  - ◎申告をしていただく必要があります。その手続きについては、警戒区域内にある自動車の主たる定置場が所在する都道府県(自動車税)・市町村(軽自動車税)にお問い合わせください。
- ②警戒区域内にある自動車に代わる自動車を取得した場合に特例があります
  - ◎警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車(代替自動車)を平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得した場合については、自動車取得税が非課税となります。また、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税が非課税となります。
  - ◎非課税の特例措置を受けるためには、代替自動車の主たる定置場が所在する都道府県(自動車取得ついては、代替自動車の主たる定置場が所在する都道府県・市町村にお問い合わせください。
  - ◎なお、警戒区域内にある自動車の永久抹消登録等を行う前に代替自動車を取得した場合には、代替自動車の主たる定置場が所在する都道府県(自動車取得税・自動車税)や市町村(軽自動車税)に申請することにより、その自動車に対する自動車取得税・自動車税及び軽自動車税の納税義務は免除され、既に納付した分については還付を受けることができます。
- ③自動車持出困難区域内の自動車が永久抹消登録等されたときは自動車税・軽自動車税 が課されません
  - ◎警戒区域であった区域で、当該区域から自動車を移動させることが困難であるとして総務大臣が指定して公示した区域(「自動車持出困難区域」といいます。)内の自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに対しては、平成23年3月11日にさかのぼって、自動車税・軽自動車税が課されません。
  - ◎申告をしていただく必要があります。その手続きについては、自動車持出困難区域内にある自動車の主たる定置場が所在する都道府県(自動車税)・市町村(軽自動車税)にお問い合わせください。
- ④自動車持出困難区域内の自動車に代わる自動車を取得した場合に特例があります
  - ◎自動車持出困難区域内の自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車(代替自動車)を平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得した場合については、自動車取得税が非課税となります。また、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税が非課税となります。
  - ◎非課税の特例措置を受けるためには、代替自動車の主たる定置場が所在する都道府県(自動車取得税・自動車税)や市町村(軽自動車税)にその自動車の認定を受ける必要があります。必要な手続きについては、代替自動車の主たる定置場が所在する都道府県・市町村にお問い合わせください。
  - ◎なお、自動車持出困難区域内の自動車の永久抹消登録等がなされる前に代替自動車を取得した場合には、代替自動車の主たる定置場が所在する都道府県(自動車

	取得税・自動車税)や市町村(軽自動車税)に申請することにより、代替自動車 に対する自動車取得税・自動車税及び軽自動車税の納税義務は免除され、既に納 付した分については還付を受けることができます。
お問い合わせ	都道府県、市町村(税務課など)

#### 国税の特別措置 制度の名称 延長、猶予、軽減 支援の種類 ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日 から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指 定による場合とがあります。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けること ができます。 予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることに 支援の内容 より、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができま す。 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請(一定のもの についてはその支払者を経由して税務署長に申請)をすることにより所得金額の見積額に応 じて源泉所得税額の徴収猶予や環付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除 の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶこと によって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。 ●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることが できないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者(源泉徴収義務者を含みます。)で災害により全積極財産の 概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時 に納付することができないと認められる方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年 の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 活用できる方 ●給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅 や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である 方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連して やむを得ない支出(災害関連支出)をした方が対象です。また、所得税についての災害減免 法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を 受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。 東日本大震災による申告などの期限の延長 東日本大震災については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県について、平成 23年3月11日以後に到来する国税に関する申告・納付等の期限の延長が行われました。 これらの地域については、被災後の状況などを踏まえ、段階的に延長期限の期日が指定され 今回の措置 ています。 なお、指定された期日までに、東日本大震災による災害等により申告・納付等ができない場 合には、個別に税務署長に申請をすることにより、期限の延長措置を受けることができます。

#### ●東日本大震災により被害を受けた場合の税制上の特例措置

平成23年4月27日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(以下「震災特例法」といいます。)が施行されました。また、平成23年12月14日には、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、震災特例法の一部を改正する法律が施行されました。

この震災特例法及び震災特例法の一部を改正する法律において、東日本大震災により被災された方に適用される主な税制上の措置については以下のとおりです。

#### ○所得税関係

- ・東日本大震災により住宅や家財に損害を受けた方は、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法について、平成22年分又は平成23年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。
- ・棚卸資産・事業用資産等について東日本大震災により生じた損失については、その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入できます。
- ・東日本大震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合についても、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ・東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住の用に供した年に応じた控除率等による「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例」を適用できます。

#### 〇法人税関係

- ・平成23年12月26日から平成28年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人で、復興産業集積区域内に新設されたものについては、指定のあった日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において法人税の課税が繰り延べられるよう、次の特例を受けることができます。
  - ① 所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立金を損金の額に算入できます。
  - ② 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特別賞法的できます。

#### 〇自動車重量税関係

- ・東日本大震災により自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災自動車・二輪車等の所有者の方は、運輸支局又は軽自動車検査協会において自動車・二輪車等の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続を行い、自動車重量税に係る還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。
- ・被災した自動車・二輪車等の使用者であった方が、平成26年4月30日までの間に、 買換車両を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、運輸支局又は軽自動車 検査協会に自動車重量税に係る免税届出書を提出することにより、最初に受ける自動 車検査証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。

#### 〇印紙税等

・地方公共団体又は政府系金融機関等が、東日本大震災により被害を受けた方に対して、 他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに係る「消費貸 借に関する契約書」について、印紙税が非課税となります。

	・東日本大震災により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物及び警戒区域設定指示等
	が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の代替
	建物を取得する場合等において、その被災された方が作成する「不動産の譲渡に関す
	る契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」についての印紙税が非課税となり
	ます。また、その所有権の移転登記等に係る登録免許税が免除されます。
	※ その他の措置及び詳細については、国税庁ホームページをご覧いただくか、最寄りの税務
	署にお尋ねください。
お問い合わせ	税務署

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担(利用者負担)の減免・猶予等
支援の種類	減免、猶予
支援の内容	<ul> <li>●医療保険、介護保険の保険料・窓□負担(利用者負担)について、特例措置が講じられます。(保険者により異なりますので、詳細についてはご加入の保健者にご確認ください。)</li> <li>国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料及び一部負担金の減免等の措置が講じられます。</li> <li>事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限の延長・免除及び一部負担金等の減免</li> <li>事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限の延長・料等の納期限又は徴収期限が延長される場合があります。ます。また、一部負担金等の減免措置が講じられる場合があります。</li> <li>介護保険料及び利用者負担額の 介護保険料や利用者負担額の減免の措置が講じられます。</li> </ul>
活用できる方	●ご加入の医療保険者や市町村にご確認ください。
お問い合わせ	各医療保険者、市町村、医療機関、日本年金機構年金事務所

制度の名称	公共料金・使用料等の特別措置
支援の種類	減免
支援の内容	<ul><li>●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。</li><li>●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。</li></ul>
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることになります。
今回の措置	<ul><li>災害救助法が適用された地域の被災者を対象に、電気・ガス料金の支払期限の延長などを実施(被災者が他の地域の住宅等に移転した場合でも、適用可能)。</li><li>福島第一原子力発電所事故により避難指示等がなされた地域から避難された方を対象に、避難期間の電気料金の免除などを実施。</li></ul>
お問い合わせ	都道府県、市町村、関係事業者

制度の名称	放送受信料の免除
支援の種類	免除
支援の内容	●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。
活用できる方	●受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方
今回の措置	●東日本大震災については、居住している地域が平成24年7月1日時点で引き続き避難の勧告、指示または退去命令を受けている方及び平成23年3月11日時点の居住地域が原子力災害に係る「帰還困難区域」、「居住制限区域」又は「避難指示解除準備区域」の設定を受け、その設定が1か月以上(これまで「警戒区域」、「計画的避難区域」又は「特定避難勧奨地点」の設定を受けていた場合は通算して1か月以上)継続している方は、設定解除の日の翌月まで受信料が免除されます。
お問い合わせ	日本放送協会 電話0570-077-077 (ナビダイヤル) (利用できない場合は050-3786-5003)

制度の名称	許認可等の存続期間(有効期間)の延長
支援の種類	延長
支援の内容・	<ul><li>特定非常災害特別措置法に基づき、災害が特定非常災害として政令で指定されることにより、一定の地域の方々を対象に、運転免許のような許認可等(災害発生日以後に満了するもの)について、政令で定める日を限度として、存続期間(有効期間)が延長されます。</li><li>満了日が延長される具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、告示により指定されます。</li></ul>
対象となる方	<ul><li>●なお、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方等についても、書面による申出により、満了日の延長が認められる場合があります。</li><li>●延長の対象等、詳細については、許認可等の更新手続を行う担当窓口にお問合せ・ご相談ください。</li></ul>
今回の措置	<ul> <li>一定の地域の方々を対象に、許認可等について、存続期間が最長で平成23年8月31日まで延長されていました。</li> <li>その後も継続して延長する必要がある許認可等については、存続期間を更に延長することができます(存続期間を更に延長することができる許認可等の例: 医薬品販売業の許可、飲食店営業の許可)。</li> <li>詳しくは、下記ホームページをご覧ください。</li> <li>http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyuO2_00064.html</li> </ul>
お問い合わせ	許認可等の更新手続を行う担当窓口

制度の名称	生活保護			
支援の種類	給付			
	<ul> <li>生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立 応じて必要な保護を行うものです。</li> <li>生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施 等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養</li> <li>生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医 び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び 物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則て</li> <li>保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。</li> </ul>	策による支援、不 養義務者による扶養 療扶助、介護扶助 介護扶助は、医療	動産等の資産、稼働i は保護に優先されま 、出産扶助、生業扶!	能力ます。助及
   支援の内容		東京都区部 •	地方郡部等	
	標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	172,170円	135,680円	
	高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円	
	高齢者夫婦世帯(6歳、65歳)	121,940円	94,500円	
	母子世帯(30歳、4歳、2歳)	192,900円	157,300円	
	<ul><li>●東日本大震災の被災者の方に対し、以下のような ・避難先で生活に困窮された場合、避難先におい ・被災者の方が保護を申請し、その方が家屋、自 特別な事情があれば、それらの資産は、当面、 っています。</li></ul>	対応としています 1て保護の申請がで 1動車等の資産を劈	きます。 さざるを得ない場合	
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮	言する方が対象です	- o	
お問い合わせ	都道府県、市町村			

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	その他
支援の内容	<ul> <li>企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立 行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払います。</li> <li>対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払 期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです(上限有り)。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象と はなりません。</li> <li>立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。</li> </ul>
活用できる方	<ul> <li>●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。</li> <li>(1) 使用者が、</li> <li>①労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと</li> <li>②1年以上事業活動を行っていたこと</li> <li>③ア. 法律上の倒産(破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合)をしたことこの場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。</li> <li>イ. 事実上の倒産(中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合)をしたことこの場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。</li> <li>(2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等(法律上の倒産の場合)又は労働基準監督署への認定申請(事実上の倒産の場合)が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること</li> </ul>
今回の措置	立替払を迅速に行うため、申請に必要な書類の簡略化を実施しています。
お問い合わせ	労働基準監督署 (所在地ご案内http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html) 独立行政法人労働者健康福祉機構 立替払相談コーナー 電話044-556-9881

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
支援の内容	<ul> <li>災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方や、一時的に離職を余儀なくされた方については、実際に離職していなくとも失業給付が受給できます。(平成24年9月30日まで)</li> <li>失業給付の給付日数は、現行制度でも原則60日分延長して支給していますが、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律により、これに加えて、さらに60日分を延長する特別措置を実施しています。</li> <li>更に、被災3県の沿岸地域等の市区町村に居住する方の給付日数を90日分延長する措置を実施しています。(平成24年9月30日まで)</li> </ul>
活用できる方	●災害により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた方が対象です。
お問い合わせ	公共職業安定所

制度の名称	職業訓練
支援の種類	その他
支援の内容	<ul><li>●震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。</li><li>●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付費が支給される</li></ul>
	制度もあります。
活用できる方	<ul><li>●震災により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要、その職業を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。</li></ul>
今回の措置	●東日本大震災により被災した方々を対象として、地域の復興に必要となる建設関連分野を はじめとした公的な職業訓練を機動的に拡充・実施します。
お問い合わせ	公共職業安定所

制度の名称	職業転換給付金(広域求職活動費、移転費、訓練手当)の支給
支援の種類	給付
支援の内容	就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。     また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。     【広域求職活動費】     ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費(交通費実費、宿泊料)を支給。  【移転費】     就職又は公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合に、移転費(交通費実費、移転料、着後手当)を支給。  【訓練手当】     ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。     ・ 基本手当 日額3,530円~4,310円     ・ 受講手当 日額500円(40日を限度)・ 通所手当 月額42,500円まで・ 寄宿手当 月額10,700円     ※ その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。
対象となる方	激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。
今回の措置	<ul> <li>激甚な災害を受けた地域として、東日本大震災による災害救助法適用の地域を指定したため、以下の方も対象となりました。</li> <li>広域求職活動費及び移転費について 被災地域(東京都を除く災害救助法適用地域)の被災離職者、被災地域に所在する事業所から内定を取消された新卒者及び被災地域に居住する求職者の方</li> <li>訓練手当について 被災離職者及び被災地域に所在する事業所から内定を取消された新卒者の方</li> </ul>
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局、都道府県

制度の名称	法的トラブル等に関する情報提供
支援の種類	情報提供
支援の内容	●全国の日本司法支援センター(法テラス)地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。
対象となる方	●利用に際して制限はありません(法的トラブルかどうかわからない方も、お気軽にお問い合わせください)。
今回の措置	●法テラスでは、震災に起因する法的問題に関する問い合わせに対応する 震災 法テラスダイヤル(0120-078309) を設け、その内容に応じて解決に役立つ法制度や適切な窓口に関する情報提供を行っています。 また、法テラスでは、法テラス・サポートダイヤル(0570-078374)等において、震災に起因するものを含めた一般的な法的トラブルの問い合わせについても、上記同様に情報提供を行っています。
お問い合わせ	・震災 法テラスダイヤルについては、0120-078309(フリーダイヤル) ・法テラス・サポートダイヤルについては、0570-078374 ・法テラス各地方事務所については、法テラス・ホームページ (http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html)をご覧ください。

制度の名称	東日本大震災の被災者に対する法律援助(東日本大震災法律援助事業)
支援の種類	その他
支援の内容	日本司法支援センター(法テラス)では、東日本大震災の被災者の方を対象に、次の援助を行っています。  ・弁護士又は司法書士による無料法律相談(「震災法律相談援助」) ・震災に起因する法的な問題について ・ 民事裁判等の各種法的手続の代理を弁護士・司法書士に依頼する場合の費用(着手金・実費等)の立替え(「震災代理援助」) ・ 裁判所等に提出する書類の作成を弁護士・司法書士に依頼する場合の費用(報酬・実費等)の立替え(「震災書類作成援助」) ※ 例えば、原発事故による被害について、東京電力(株)への「請求書」の作成・交渉、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立て等を弁護士・司法書士へ依頼をする場合の費用の立替えがあります。 ・震災代理援助・震災書類作成援助の立替費用の返済は、事件終了まで猶予されます。
対象となる方	(1) 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村(※)に平成23年3月11日に住居や営業所などがあった方。 ※適用地域 宮城県・岩手県・福島県全域 青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村 (2) 勝訴の見込みがないとはいえないこと 和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。 (3) 震災法律援助の趣旨に適すること 報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。 ※ 震災法律相談援助の場合は(1)と(3)、震災代理援助・震災書類作成援助の場合は(1)~(3)のいずれも満たす必要があります。 ※(1)の要件を満たさない方であっても、経済的に余裕のない方については、法テラスの民事法律扶助制度(31ページ)により、無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替えを受けることができる場合があります。
今回の措置	<ul><li>●本事業は平成24年4月2日から開始しています。</li><li>●対象にあてはまる方であれば、どなたでも、日本全国の法テラス事務所等でご利用することが可能です。</li></ul>
お問い合わせ	<ul> <li>フリーダイヤル「震災 法テラスダイヤル」及び法テラス・サポートダイヤルにお電話いただければ、本事業の詳しいご説明及びお近くの法テラスの地方事務所をご案内いたします。</li> <li>・震災 法テラスダイヤル 0120-078309 (フリーダイヤル)</li> <li>・法テラス・サポートダイヤル 0570-078374</li> <li>③法テラス各地方事務所については、法テラス・ホームページ(http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html) をご覧ください。</li> </ul>

制度の名称	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度
   支援の種類	その他
支援の内容	日本司法支援センター(法テラス)では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。 <ul><li>弁護士又は司法書士による無料法律相談(「法律相談援助」)</li><li>裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用(着手金・実費等)の立替え(「代理援助」)</li><li>裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用(報酬・実費等)の立替え(「書類作成援助」)</li></ul>
対象となる方	次の要件を満たしている場合に援助を受けることができます。 ※法律相談援助の場合は(1)と(3)、代理援助と書類作成援助の場合は(1)から(3)のいすれも満たす必要があります。 (1)資力が一定額以下であること夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。 用収が一定額以下であること単身者 182,000円以下(200,200円以下)2人家族251,000円以下(276,100円以下)3人家族272,000円以下(299,200円以下)4人家族299,000円以下(328,900円以下)4人家族299,000円以下(328,900円以下)※()内は、東京、大阪などの大都市の基準です。※5人家族以上は1人増につき30,000円(33,000円)が加算されます。※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度内でその全額が加算されます(東京都特別区については、別途定めあり。)。単身者/41,000円2人家族/53,000円3人家族/66,000円4人家族以上/71,000円2、保育資産が一定額以下であること現金、預貯金、有価証券、不動産(自宅と係争物件を除く)などの保有資産の価値を合計して(法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみの合計)、次の基準を満たす必要があります。単身者/180万円以下2人家族/250万円以下3人家族/270万円以下4人家族/300万円以下%、3か月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は控除されます。 (2) 勝訴の見込みがないとはいえないこと和解、調序、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。 (3) 民事法律扶助の趣旨に適すること報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。
今回の措置	●地元弁護士会・日本弁護士連合会等の関係団体と連携協力の上、仮設住宅において、契約

弁護士等による出張・巡回相談を行っています。	
●東日本大震災の被災者で、所有・賃貸住宅が半壊以上したことの罹災	災証明のある方や、原
子力発電所事故に伴う避難を余儀なくされた方には、自己破産を申し	<b>」立てる際の「予納金」</b>
を法テラスが立て替えます(平成25年3月31日までの特例)。	
●東日本大震災の被災者で、所有・賃貸住宅が半壊以上したことの罹災	災証明のある被災者の
方には、法テラスが立て替えた弁護士・司法書士費用の返済を最長6	か月間猶予します(平
成25年3月31日までの特例)。	
・法テラス・サポートダイヤルについては、0570-078374	
お問い合わせ・法テラス各地方事務所については、法テラス・ホームページ	
(http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html) をご覧く	ださい。

制度の名称	被災地における各種専門家の無料相談
支援の種類	相談
支援の内容	<ul> <li>被災地に開設した法テラスの臨時出張所において、土地・建物、金銭(借金・損害賠償請求等)、家族(相続等)などの様々な問題について、弁護士による無料法律相談のほか、行政書士、建築士、司法書士、社会福祉士、社会保険労務士、税理士、土地家屋調査士の各種専門家による無料相談を行います。</li> <li>交通手段が無いなどの理由で、法テラスの臨時出張所までお越しになることが難しい方のために、車内で相談できる設備を備えた自動車による出張相談を行います。また、周辺の仮設住宅等へ出向いて、巡回相談会を実施します。</li> </ul>
対象となる方	<ul><li>●被災したことにより、法的トラブルを抱えている方</li></ul>

	スの地の声明学にトスセミッ・大明ローケボイのは、ケダイは
	その他の専門家による相談:木曜日 午前10時~午後4時
	専門家:行政書士、社会福祉士、社会保険労務士(毎週木曜日)
	税理士、土地家屋調査士(隔週木曜日)
	<ul><li>東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村に平成23年3月11日に住居や営業</li></ul>
	所などがあった方であれば、どなたでも弁護士・司法書士の法律相談を無料でご利用いただ
	けます(東日本大震災法律援助事業30ページ)。
	●臨時出張所のご利用方法等については、各出張所にお問い合わせください。
	■法テラス南三陸 050-3383-0210
	■法テラス山元 050-3383-0213
	■法テラス東松島 050-3383-0009
+\==\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	■法テラス大槌 050-3383-1350
お問い合わせ	<ul><li>●そのほか、震災 法テラスダイヤル、法テラス・サポートダイヤルにおいても、震災に起因</li></ul>
	する法的問題の解決に役立つ法制度や適切な窓口に関する情報の提供を行っています。
	■震災 法テラスダイヤル 0120-078309 (フリーダイヤル)
	■法テラス・サポートダイヤル 0570-078374

制度の名称	民事調停の申立手数料の免除
支援の種類	免除
支援の内容	●民事調停の申立手数料を免除します。
	●特定非常災害に起因する民事に関する紛争に限られます。
対象となる方	●被災地に、特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた方
今回の措置	●東日本大震災については、平成23年6月1日より施行(それ以前に申し立てたものについても、申立てにより、裁判所の決定で、還付を受けられます。)
	<ul><li>●震災当日(平成23年3月11日)、東日本大震災に際し災害救助法が適用された区域(東京都を除く。)に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が対象です。</li><li>●平成26年2月28日までに民事調停の申立てを行う場合に適用されます。</li></ul>
お問い合わせ	最寄りの裁判所

制度の名称	人権相談
支援の種類	相談
支援の内容	東日本大震災に伴う差別や風評被害、虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、 法務局職員又は人権擁護委員が電話又はインターネット(パソコン・携帯電話)で相談に応じ ます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。電話相談は平日午前8時30分から午後 5時15分まで受け付けており、インターネットによる相談は24時間受け付けています。
対象となる方	どなたでもご利用いただけます。
お問い合わせ	<ul> <li>みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)</li> <li>0570-003-110(全国共通ナビダイヤル)</li> <li>子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】</li> <li>0120-007-110(全国共通・フリーダイヤル)</li> <li>女性の人権ホットライン【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】</li> <li>0570-070-810(全国共通ナビダイヤル)</li> <li>インターネット人権相談受付窓口【24時間受付】(パソコン) <a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html</a></li> <li>(携帯電話) <a href="http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html">http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html</a></li> </ul>

制度の名称	震災特例旅券の発給
支援の種類	手数料の納付免除
支援の内容	<ul> <li>東日本大震災により一般旅券を紛失又は焼失した被災者に対し、国の手数料を徴収することなく、月を単位とする5年以内の期間であってその満了の日が紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものを有効期間とする震災特例旅券を発給します。</li> <li>有効期間5年の震災特例旅券の有効期間満了日が、紛失又は焼失した一般旅券の有効期間満了日よりも1カ月以上前である場合には、2回目の震災特例旅券の申請が可能です(ただし、2回目の震災特例旅券の有効期間が1カ月以上となる必要があります。)。</li> </ul>
活用できる方	<ul> <li>東日本大震災による災害の被災者であってその居住する住宅が減失し、又は損壊した者であることにつき、当該住宅の所在地の市町村長その他相当な機関から罹災証明書等の発行を受けた方</li> <li>東日本大震災により震災発生日(平成23年3月11日)に有効であった一般旅券を紛失し、又は焼失し、同日から平成25年3月31日までの間に当該一般旅券の紛失又は焼失の届出をし、かつ特例法の施行日から平成25年3月31日までの間に国内において一般旅券の発給を申請する方</li> </ul>
お問い合わせ	外務省領事局旅券課 電話:03-5501-8167

# 住まいの確保・再建のための支援

制度の名称	登記事項証明書等の交付手数料の特別措置
支援の種類	免除
支援の内容	●登記事項証明書等の交付手数料を免除します。
	<ul><li>●免除を受けるためには、り災証明書等の書面の提示が必要となります。</li></ul>
活用できる方	●東日本大震災によりその所有する又は賃借権を有する建物・船舶に被害を受けた方とその
	相続人が対象です。
今回の措置	<ul><li>●交付手数料が免除される登記事項証明書等の対象となる不動産・船舶は次のとおりです。</li></ul>
	①東日本大震災により被害を受けた建物(被災建物)とその敷地
	②被災建物に代わるものとして新築又は取得をした建物(被災代替建物)とその敷地
	※被災建物の敷地に新築する場合のほか、他の土地に新築又は取得をした場合を含みま
	<u> </u>
	③東日本大震災により被害を受けた船舶(被災船舶)
	④被災船舶に代わるものとして建造又は取得をした船舶(被災代替船舶)
	<ul><li>●免除を受けることができる期間</li></ul>
	平成33年3月31日まで
	※ただし、被災代替建物とその敷地、被災代替船舶に係る登記事項証明書等については、
	被災者等が被災代替建物・船舶の登記名義人(又は表題部所有者)となった日から1年
	間に限ります。
お問い合わせ	詳しくは、最寄りの法務局にお尋ねください。

制度の名称	被災者生活再建支援制度						
  支援の種類							
	<ul> <li>災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</li> <li>支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。</li> <li>(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</li> </ul>						
	■住宅の初	皮害程度に応じ	て支給する支援金(	(基礎支援金)			
			住宅の被	<del>这害</del> 程度			
			全壊等	大規模半壊			
支援の内容		支給額	100万円	50万円			
又扱の内台	■住宅の再	再建方法に応じ	て支給する支援金(	加算支援金)			
				住宅の再建方法			
			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)		
		支給額	200万円	100万円	50万円		
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、						
	É	計で200(	又は100)万円。				
	   ●支援金の例	吏途は限定され	ませんので、何にて	きお使いいただける	ます。		
	●住宅が自然	然災害(地震 <b>、</b> )	津波、液状化等の地	盤被害等)により全	壊等(※)又は大規模	半壊	
	_	した世帯が対象です。					
		記の世帯を含み		ӳ╫╷┈╆┼ <u>┡</u> Ѻ╼╴╨┋╅ <i>╟</i>	シマの倒壊ない 足分する	_ )	
	■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住する ために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事						
活用できる方		にめに必要な補修賞寺が省しく高額となること、その他とれらに準ずるやむを侍ない事 由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯					
			   険な状況が継続し、長		住不能になった世帯		
	(長	期避難世帯)				ノ	
	●被災時に延	見に居住してい	た世帯が対象となり	ますので、空き家、	別荘、他人に貸してい	る物	
		対象になりませ					
<b>△□ △ ## ==</b>			以下の地域が対象です			<u></u>	
今回の措置	・青森県、   町、東京		· 届岳宗、次巩宗、	<b>小</b> 県、十実県、長野県	県栄村、新潟県十日町市・	<b>津</b> 南	
お問い合わせ	都道府県、「						

制度の名称	災害復興住宅融資(建設)				
支援の種類	融資				
十 百 5	<ul> <li>自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。</li> <li>融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。</li> <li>融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</li> <li>この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。</li> </ul>				
支援の内容		構造等	融資限度額	返済期間	
	基本融資額	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅(耐久性)	1,460万円	35年	
	特例加算	木造住宅(一般)	450万円	25年 併せて利用する基本融	
	土地取得費		970万円	資額の返済期間と同じ	
	型型		390万円	資訊の返済期間です。	
		こついては独立行政法人	,-,-	· _ · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
活用できる方	※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。 <ul><li>ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となります。)</li></ul>				
今回の措置	●東日本大震災について、以下の拡充措置を行っています(原則、平成27年度末申込分まで)。 ・融資金利の引き下げ(当初5年間0%など) ・元金据置期間を3年間から5年間に延長 など				
お問い合わせ	お取り扱いの金属 又は独立行政法		電話0120-086-3	53	

### 制度の名称

# 災害復興住宅融資(新築購入、リ・ユース購入)

## 支援の種類|融資

- 支援の内容 │●自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金 融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユー ス住宅を購入する場合に受けられる融資です。
  - ●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(マンションの 場合30㎡)以上175㎡以下の住宅です。
  - ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすこと が必要です。
  - ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期 間を延長することができます。

## ■新築住宅の購入

	構造等	融資限度額	返済期間
基本融資額	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅(耐久性)	1,460万円	35年
	木造住宅( 般 •		25年
特例加算		450万円	併せて利用する基本融
土地取得費		970万円	資額の返済期間と同じ 返済期間です。

#### ■中古住宅の購入

· — — — · · · · · ·					
	融資限度額				
リ・ユース リ・ユースプラ					
基本融資額	1,160万円	1,460万円			
特例加算	450万円	450万円			
土地取得費	970万円	970万円			

建て方	建て方種別	
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
77/2/77/	リ・ユースマンション	25年
マンション 	リ・ユースプラスマンション	35年

# ※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。

# 活用できる方

●ご自分が居住するために住宅を購入される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明 書」の発行を受けた方が対象です。(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証 明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は、対象となります。)

# 今回の措置

- ●東日本大震災について、以下の拡充措置を行っています(原則、平成27年度末申込分まで)。
  - ・融資金利の引き下げ(当初5年間0%など)
  - ・元金据置期間を3年間から5年間に延長 など

### お問い合わせ

お取り扱いの金融機関

又は独立行政法人住宅金融支援機構 電話0120-086-353

制度の名称	災害復興住宅融資(補修)					
支援の種類	融資					
支援の内容	<ul> <li>自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅 融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。</li> <li>融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たする とが必要です。</li> <li>この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます(ただし、返済期間は発展できません)。</li> </ul>					
活用できる方	※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。 <ul><li>ご自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。</li></ul>					
今回の措置	・融資金利の引き下げ(当初5年間1%)					
お問い合わせ	お取り扱いの金融機関 又は独立行政法人住宅金融支援機構 電話C	120-086-35	53			

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	その他
支援の内容	<ul> <li>独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けたご返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。)に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。</li> <li>支援の内容の概要は次のとおりです。</li> <li>①返済金の払込みの猶予:1~3年間</li> <li>②払込猶予期間中の金利の引下げ:0.5~1.5%の金利引下げ</li> <li>③返済期間の延長:1~3年</li> <li>支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。</li> </ul>
活用できる方	●以下のいずれかに該当する方が対象です。
今回の措置	<ul> <li>●東日本大震災について、以下の拡充措置を行っています。</li> <li>①返済金の払込みの猶予: 1~5年間</li> <li>②払込猶予期間中の金利の引下げ:「1.5%引下げた金利又は0.5%のいずれか低い方」</li> <li>~「0.5%引下げた金利又は1.5%のいずれか低い方」</li> <li>③返済期間の延長:1~5年間</li> </ul>
お問い合わせ	お取り扱いの金融機関 又は独立行政法人住宅金融支援機構 電話0120-086-353

制度の名称	生活	舌福祉資金制	度による貸付(住宅の補修等)			
支援の種類	融資	2				
		●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。				
		貸付限度額	250万円以内(目安) 連帯保証人を立てた場合:無利子			
支援の内容		貸付利率	連帯保証人を立てない場合:年1.5%			
		据置期間	6か月以内			
	償還	償 還 期 間	7年以内(目安)			
	●低	所得世帯、障害	者世帯又は高齢者世帯が対象です。			
活用できる方	<b>●</b> 災	●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になり				
	す。					
お問い合わせ	都道	府県、市町村、	社会福祉協議会			

制度の名称	母子寡婦福祉資金の住宅資金				
支援の種類	貸付				
支援の内容	●貸付限度額等は次 貸付限度額 貸付利率	<ul> <li>災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。</li> <li>貸付限度額等は次のとおりです。</li> <li>貸付限度額 200万円以内</li> <li>貸付利率</li> <li>連帯保証人がいる場合:無利子</li> <li>連帯保証人がいない場合:年1.5%</li> <li>据置期間 6か月</li> </ul>			
活用できる方	<ul><li>●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象です。</li></ul>				
お問い合わせ	都道府県・市(福祉	事務所設置町村含む。)の福祉事務所			

制度の名称	公営住宅への入居
支援の種類	現物支給
支援の内容	<ul><li>●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。</li><li>●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。</li></ul>
活用できる方	<ul><li>○以下の要件を満たす方が対象です。</li><li>住宅困窮要件:災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方</li><li>※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体(都道府県、市町村)で別に定める場合があります。</li></ul>
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	特定優良賃貸住宅等への入居
支援の種類	現物支給
支援の内容	●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定 優良賃貸住宅等に入居することができます。
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの(48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者(15万8千円に満たない所得のある者にあっては、所得の上昇が見込まれる者)に限ります。)
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	災害復興宅地融資				
支援の種類	融資				
支援の内容	<ul> <li>東日本大震災により、住宅に被害がなく、宅地にのみ被害を受けた宅地の所有者が、その宅地を補修する場合に受けられる融資です。(災害復興住宅融資との併用はできません。)</li> <li>この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます(ただし、返済期間は延長できません)。</li> <li>この融資は、原則として、平成27年度末までのお申込みが必要です。</li> <li>融資限度額</li> <li>返済期間</li> </ul>				
	<b>※</b> 会	利については独立		間と同じ返済期間 です。 構にご確認ください。	
				る地方公共団体の証明	書の発行を受け
活用できる方	た方が対象で				
今回の措置	●東日本大震災について、本融資制度を新設しています。				
お問い合わせ	お取り扱いの金 又は独立行政法		<b>幾構 電話0120</b> 一	086-353	

制度の名称	宅地防災工事資金融資	
支援の種類	融資	
支援の内容	<ul> <li>災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出されます。</li> <li>改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置(旧擁壁の除去を含みます。)の工事のための費用を融資します。</li> <li>融資限度額 1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額償還期間 15年以内</li> <li>※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。</li> </ul>	
活用できる方	●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、 改善勧告又は改善命令を受けた方が対象です。	
お問い合わせ	お取り扱いの金融機関 又は独立行政法人住宅金融支援機構 電話0120-086-353	

# 制度の名称 地すべり等関連住宅融資 支援の種類 融資 ●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代 わるべき住宅を建設する場合の資金を融資します。 ●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。 地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部 地すべり 分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する 関連住宅 家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をい います。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定 土砂災害 による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づい 関連住宅 て除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設さ れる住宅部分を有する家屋をいいます。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすこ とが必要です。 ■移転資金、建設資金又は新築住宅の購入

支援の内容

	融資源	艮度額	
構造等	移転資金、 建設資金又は 新築購入資金	土地取得資金	返済期間
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅(耐久性)	1,460万円	970万円	35年
木造住宅(一般)			25年
特例加算	450万円		併せて利用する移転 資金、建設資金又は 新築購入資金の各融 資の返済期間と同じ 返済期間です。

#### ■中古住宅の購入

	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
基本融資額	1,160万円	1,460万円
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

	建て方	種別	返済期間
	一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
		リ・ユースプラス住宅	35年
	72/2/22/	リ・ユースマンション	25年
	マンション	リ・ユースプラスマンション	35年
	- ※金利については独立行政	法人住宅金融支援機構にご確認くだ	さい。
	●関連事業計画若しくは改	対 善命令若しくは勧告に基づいて、	住宅を移転又は除去する際の当該
活用できる方 家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明の発行を受けた方が対象です。		転等を要することを証明する書類	
お問い合わせ	お取り扱いの金融機関		
03101V1017E	又は独立行政法人住宅金融	蚊接機構 電話0120-086	6-353



# (参考) り災証明書

り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものです。

り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)等に基づき被害程度の認定が行われます。

### ■被害認定基準

	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒
	壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通り
住家全壊	に再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失
(全焼・全流出)	した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住
	家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家
	の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の
住家半壊	損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、
(半焼)	損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な
( <del>+ )\t</del> /	構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合
	が 20%以上 50%未満のものとする。
<b>住家大規模半</b> 壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%
<b>注多八</b> 祝悮干場	未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割
	合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。

詳細については、市町村にお問い合わせください。

# 農林漁業・中小企業・自営業への支援

	<u> </u>	
制度の名称	農林漁業者に対す	る資金貸付
支援の種類	融資	
	●災害により被害を受	でででである。 受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行っています。
	1 株式会社日本政	<b>『策金融公庫</b>
	○農林漁業セーフ	· ティネット資金
	資金の使い途	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。
	貸付限度額	1,200万円又は年間経営費
	償還期間	13年以内(うち6年以内の据置可能)
	〇農林漁業施設資	· 金
	資金の使い途	災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。
	貸付限度額	① 負担額の100%
		② 1施設当たり1,200万円、漁船7,000万円
	償還期間	18年以内(うち6年以内の据置可能)
	〇農業基盤整備資	<u>金</u>
	資金の使い途	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を 融資します。
	貸付限度額	負担額の100%
	償還期間	28年以内(うち13年以内の据置可能)
支援の内容	〇農業経営基盤強	
	資金の使い途	農地、牧野、農業用施設、農機具等の復旧のための資金や長期運転 資金を融資します。
	貸付限度額	個人1.5億円、法人5億円
	償還期間	28年以内(うち13年以内の据置可能)
	 ○経営体育成強化	
	資金の使い途	農地、牧野、農業用施設、農機具等の取得等のための資金や既往債 務の負担を軽減するための負債整理資金を融資します。
	貸付限度額	個人2.5億円、法人8億円
		28年以内(うち6年以内の据置可能)
	○農業改良資金	
	資金の使い途	生産・加工・販売分野での新たな取組に係る施設等の資金を融資し
		ます。
	貸付限度額	個人O.5億円、法人1.5億円
	償還期間	13年以内(うち6年以内の据置可能)

# ○林業基盤整備資金

資金の使い途	森林、林道等の復旧のための資金を融資します。	
貸付限度額	事業費×0.8~0.9	
償還期間	復旧造林:58年以内(うち38年以内の据置可能)	
	林道: 28年以内(うち10年以内の据置可能)	

# ○漁業基盤整備資金

<b>資金の使い途</b> 漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資し		漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資します。	
	貸付限度額	事業費×0.8	
<b>償還期間</b> 23年以内(うち6年以内の据置可能)		23年以内(うち6年以内の据置可能)	

# ○漁船資金

資金の使い途	漁船の復旧のための資金を融資します。	
貸付限度額	① 事業費×0.8 ② 1隻当たり4.5億円(特定業種6~11億円)	
償還期間	15年以内(うち5年以内の据置可能)	

# ○漁業経営安定資金

資金の使い途	漁業経営の再建整備を図ろうとする方等の負債整理資金を融資し ます。	
貸付限度額 個人750万円、法人1500万円		
償還期間	23年以内(うち6年以内の据置可能)	

# 2 農協・漁協等

# 〇農業近代化資金

資金の使い途	災害により被災した農業施設等の復旧のための資金を融資します。	
貸付限度額	① 事業費×0.8 ② 個人1,800万円 、法人2億円	
償還期間	18年以内(うち10年以内の据置可能)	

# 〇農業経営負担軽減支援資金

資金の使い途	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資します。
貸付限度額	営農負債の残高
償還期間	18年以内(うち6年以内の据置可能)

# ○漁業近代化資金

資金の使い途	災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資します。
貸付限度額	1,200万円~3.6億円
償還期間	18年以内(うち6年以内の据置可能)

# ○漁業経営維持安定資金

資金の使い途	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資します。
貸付限度額	7,000万円~4億円
償還期間	18年以内(うち6年以内の据置可能)

●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っています。各種貸付事 業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等にご確認ください。

# 活用できる方 ●農林漁業者

今回の措置	●上記の資金については、平成23年度補正予算により、東日本大震災により被災された農林
	漁業者の方は、一定期間実質無利子、実質無担保・無保証人で融資が受けられるよう、措
	置されたものです。また、据置期間・償還期限も3年間延長されています。さらに、貸付
	限度額についても引き上げられています。
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 電話0120-154-505
	農協・漁協等

制度の名称	東日本大震災復興特別貸付
支援の種類	融資
支援の内容	<ul> <li>●日本公庫・商工中金が、長期・低利の融資をおこないます。</li> <li>●貸付限度額 日本公庫(中小事業)・商工中金 7.2億円 日本公庫(国民事業) 4800万円</li> <li>●貸付金利 基準利率から0.5%引き下げ ※基準利率:日本公庫(中小事業)、商工中金 1.55% 日本公庫(国民事業) 2.05% (貸付期間5年以内の基準金利&lt;平成24年6月30日時点&gt; 利率は返済期間などにより変動)</li> <li>●貸付期間         説備資金15年以内、運転資金8年以内 (据置期間:最大3年)</li> <li>●さらに、         ・地震・津波などにより直接被害を受けた方 ・原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内の方 ・これらの方々と一定以上の取引がある方 には、別枠で貸付期間の延長や金利の引き下げを措置します。</li> </ul>
活用できる方	震災により直接または間接に被害を受けた中小企業者などが対象です。
今回の措置	今般の震災を受けての新規制度(上記参照)
お問い合わせ	最寄りの株式会社日本政策金融公庫、最寄りの株式会社商工組合中央金庫

制度の名称	マル経融資
支援の種類	融資
	<ul> <li>小規模事業者経営改善資金融資(通称:マル経融資)制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会(以下「商工会議所等」という。)の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。</li> <li>今般の震災により被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、震災対応特枠として、以下の措置を実施します(※)。</li> <li>①貸付限度額について、通常枠と別枠で1,000万円を措置。</li> <li>②貸付金利について、別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間さらに▲0.9%引下げ。(平成24年6月30日現在 0.85%)</li> </ul>
支援の内容	③貸付期間について、設備資金は10年以内(据置期間2年以内) 運転資金は7年以内(据置期間1年以内) (※)震災により直接又は間接に被害を受け、かつ、商工会議所等が策定する小規模企業 再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれる方に限られます。 【通常枠】 ① 貸付限度額 1,500万円 ② 貸付金利 平成24年6月30日現在1.75%(日本公庫 基準金利から▲0.3%) (貸付期間、措置期間は震災対応特枠と同じ)
活用できる方	1. 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主 2. 商工会議所等の経営指導を受けている などの要件を満たしている方
今回の措置	今般の補正予算において、既存の制度を拡充(既存の制度:①貸付限度額 1,500万円、②貸出金利 基準金利から▲O.3%)(詳細は上記参照)
お問い合わせ	最寄りの商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会

制度の名称	東日本大震災復興緊急保証
支援の種類	融資(保証)
支援の内容	<ul><li>●信用保証協会が、金融機関からの事業の再建や経営の安定に必要な資金の借入れを保証します。</li><li>●融資額の全額を保証(100%保証)し、保証料率は0.8%以下です。</li><li>●災害関係保証、セーフティネット保証とあわせて無担保で1億6千万円、 最大で5億6千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。</li></ul>
活用できる方	震災により直接または間接に被害を受けた中小企業者などが対象です。
今回の措置	今般の震災を受けての新規制度(上記参照)
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

制度の名称	災害関係保証
支援の種類	融資(保証)
支援の内容	<ul><li>金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。</li><li>融資額の全額を保証(100%)し、保証料率は概ね0.7%~1.0%です。</li><li>無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。</li></ul>
活用できる方	地震、津波等により直接被害を受けた方及び原発事故に係る警戒区域等の区域内の方が対象 です。
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

制度の名称	セーフティネット保証
支援の種類	融資(保証)
支援の内容	<ul><li>●震災被害に限らず、業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。</li><li>●融資額の全額を保証(100%)し、保証料率は概ね0.7%~1.0%です。</li><li>●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。</li></ul>
活用できる方	売上げ高の減少等、業況が悪化している、原則全業種の中小企業者が対象です。
今回の措置	新掲載(詳細は上記参照)
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

制度の名称	二重ローン対策((株)東日本大震災事業者再生支援機構による支援)
支援の種類	債権の買取りや出資、専門家の助言
支援の内容	●債権の買取りや出資、専門家の助言などを通じて事業再生の支援を行う(株)東日本大震 災事業者再生支援機構が業務を開始しています。
エロスナフナ	
活用できる方	全ての事業者(大企業、第三セクターは除く。)
今回の措置	新掲載(詳細は上記参照)
	(株)東日本大震災事業者再生支援機構
	仙台本店
お問い合わせ	TEL 022-393-8550 (月~金 9:00~18:00 祝日除く)
	FAX 022-213-7242
	東京本部
	TEL 03-6268-0180 (月~金 9:00~18:00 祝日除く)
	FAX 03-3218-3718

制度の名称	仮設店舗、仮設工場などの整備
支援の種類	施設貸与
支援の内容	<ul><li>●中小企業の方などが速やかに事業を再開するため、(独)中小企業基盤整備機構が、仮設工場、仮設店舗などを整備して、地方公共団体を通じて原則として無料で貸し出します。</li></ul>
活用できる方	●被災中小企業者等
今回の措置	今般の震災を受けての新規制度(上記参照)
お問い合わせ	中小企業復興支援センター(盛岡、仙台) 中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島 中小企業基盤整備機構関東支部 中小企業基盤整備機構震災緊急復興事業推進部

制度の名称	施設・設備の復旧・整備に対する補助・融資
支援の種類	補助・融資
支援の内容	<ul><li>①中小企業等のグループに対する支援 複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を受けることが出来ます。</li><li>②中小企業の施設等の復旧・整備貸付支援 施設・設備資金について、中小企業基盤整備機構と都道府県が協調して長期・無利子の貸付を行います。</li></ul>
活用できる方	①複数の中小企業等から構成されるグループ(中堅・大企業の参画も可)、事業協同組合等の 組合、商店街 ②事業協同組合等
今回の措置	今般の震災を受けての新規制度(上記参照)
お問い合わせ	①中小企業庁経営支援課(県の事業実施準備ができるまで) ②中小企業基盤整備機構、中小企業庁経営支援課

制度の名称	復旧・復興のための経営相談
支援の種類	経営相談
支援の内容	①被災地への震災復興支援アドバイザー中小機構が、被災中小企業や被災地域の自治体、支援機関に震災復興支援アドバイザーを派遣し、中小企業等の幅広い支援ニーズに対して無料でアドバイス等をいたします。今回の震災で生産設備に影響があった中小企業に対しては、設備の復旧や応急処置に関する助言を行います。(※実際の補修(業務代行)を行うものではありません)②商工会、商工会議所における経営相談商工会や商工会議所において、窓口相談や巡回相談等を行います。
活用できる方	中小企業等
今回の措置	今般の補正予算において経営相談にかかる震災復興支援アドバイザーや商工会・商工会議所の相談体制を拡充。
お問い合わせ	中小企業基盤整備機構の最寄りの窓口、最寄りの商工会、最寄りの商工会議所

職場適応訓練費の支給
給付
<ul> <li>職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して訓練手当などを支給します。</li> <li>事業主は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月(重度の障害者25,000円/月)が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円/日(重度の障害者1,000円/日)です。</li> <li>訓練期間は、6か月(中小企業及び重度の障害者に係る訓練等1年)以内です。短期の職場適応訓練については、2週間(重度の障害者に係る訓練4週間)以内です。</li> </ul>
<ul> <li>職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイから木に該当する事業主に委託して行います。</li> <li>イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること</li> <li>」 指導員としての適当な従業員がいること</li> <li>ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること</li> <li>ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること</li> <li>ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること</li> </ul>
都道府県
7

制度の名称	雇用調整助成金の特例措置
支援の種類	給付
	●東日本大震災に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用 を維持するために休業等を実施した場合、休業に係る手当等の事業主負担相当額の一部を 助成する制度です。
支援の内容	<ul><li>◆休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成。</li><li>・大企業:2/3 中小企業:4/5</li><li>・労働者を解雇等していない場合は、大企業:3/4 中小企業:9/10 ただし、雇用保険基本手当日額の最高額(7,890円)を日額上限とする。</li></ul>
	●教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給。 ・1人1日当たり 大企業:4,000円 中小企業:6,000円 (事業所内訓練については、大企業:2,000円 中小企業:3,000円)
対象となる方	●経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた雇用保険の適用事業主の方
活用できる方	次の雇用保険の適用事業主の方について、受給するために必要な要件を緩和するなどの特例を設けています。
	<ul><li>●青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち災害救助法適用地域 に所在する事業所の事業主</li></ul>
	<ul><li>●上記9県に所在する事業所等と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主【被災地関連事業主】</li></ul>
	<ul><li>●被災地関連事業主と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量等の2分の 1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主【2次下請等事業主】</li></ul>
	<ul><li>●以上の事業主に対し、生産量等の減少の確認について最近3か月の平均値と、前々年同期と</li></ul>
	を比較して10%以上減少している場合も助成対象に(通常は最近3か月とその直前3か月
	又は前年同期との比較のみ)。 (対象期間の初日が平成25年3月10日までのものに限る)
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局

制度の名称	被災者雇用開発助成金の支給
支援の種類	給付
支援の内容	<ul> <li>●東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。(雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限ります)大企業 50万円 中小企業:90万円 また、本助成金の対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合に以下の奨励金を支給します。</li> <li>大企業 50万円 中小企業:90万円</li> </ul>
対象となる方	・以下のどちらかに該当する方を雇い入れた事業主 1.震災により離職された方(以下の①から③のいずれにも該当する方) ① 東日本大震災発生時に被災地域(※1)において就業していた方 ② 震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方 ③ 震災により離職を余儀なくされた方 ※1 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域(東京都を除く)  2.被災地域に居住する方(※2、※3) ※2 震災後、安定した職業についたことのない方。 ※3 震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局

制度の名称	成長分野等人材育成支援事業の拡充
支援の種類	給付
支援の内容	●東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合は、業種を問わず訓練費を助成します。
	●助成額 ○震災特例… Off-JTと OJTを組み合わせて行う場合 ・Off-JT(通常の業務を離れて行う職業訓練)については事業主が負担した訓練費用 ・OJT(労働者に仕事をさせながら行う訓練)については対象労働者1人につき1時間あたり600円 (1コース当たりの上限は、合計20万円(※) 1人当たり3コースまで) ○復興関連(震災特例)…Off-JTのみを行う場合 ・事業主が負担した Off-JTの訓練費用 (1コース当たりの上限は、合計20万円(※) コース数の制限なし) ※ 大学院を Off-JTで利用した場合には、50万円を上限とします。
対象となる方	●震災特例 次の①または②に該当する中小企業事業主 ①青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち、災害救助法適用地域(以下「特定被災地域」)に所在し、以前雇用していた労働者を再雇用(※1)し、以前とは異なる職種や職場環境の下で円滑に就業させるために、Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主
	②新規に雇い入れた被災離職者等(※2)に、Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主 ※1 以前に雇用していた労働者で、平成23年3月11日以降同年7月10日までの間に離職した人を、雇用期間の定めのない労働者として再び雇い入れる場合をいいます。(雇用保険の特例により休業していた労働者を復職させる場合を含みます)
	※2 以下の(1)または(2)に該当する人をいいます。 (1)平成23年5月1日以前に雇用期間の定めのない労働者として雇い入れた労働者であり、以下の①~③の全てに当てはまる人 ① 東日本大震災発生時に特定被災地域において就業していた ② 震災後に離職し、その後安定した職業についたことがない ③ 震災により離職を余儀なくされた (2)特定被災地域に居住する平成24年3月以降卒業予定の新規学卒者
	●復興関連(震災特例) 次の①または②に該当する中小企業事業主 ①以前雇用していた労働者を再雇用(※1)し、以前とは異なる職種や職場環境の下で円滑に 就業させるために、 Off-JTによる職業訓練を行う事業主
	②新規に雇い入れた被災離職者等(※2)に、 Off-JTによる職業訓練を行う事業主
	※1 以前に雇用していた労働者で、平成23年3月11日以降平成24年5月1日までの間に離職した人を、雇用期間の定めのない労働者として再び雇い入れる場合をいいます。(雇用保険の特例により休業していた労働者を復職させる場合を含みます)
	※2 平成23年3月11日以降に雇用期間の定めのない労働者として雇い入れた労働者であり、以下の(1)または(2)に該当する人をいいます。

	(1)以下の①~③の全てに当てはまる人 ① 東日本大震災発生時に特定被災地域において就業していた ② 震災後に離職し、その後安定した職業についたことがない ③ 震災により離職を余儀なくされた
	(2)以下の①~②の全てに当てはまる人 ① 特定被災地域に居住する人(震災により特定被災区域外に住所又は居所を変更している人を含み、震災の発生後に特定被災区域へ居住することとなった人を除く) ② 震災後安定した職業についたことがない人
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局

制度の名称	成長分野等人材育成支援事業の拡充(県外高度訓練(震災特例))
支援の種類	給付
支援の内容	<ul> <li>東日本大震災の被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、その受講料や住居費の一部を助成します。</li> <li>事業主が負担した研修等に要する費用(対象者1人につき年間50万円を上限)、事業主が負担した住居費の3分の2(対象者1人につき年間40万円を上限)を助成。</li> </ul>
活用できる方	<ul> <li>次の①から④に該当する中小企業事業主</li> <li>① 事業所が岩手県、宮城県、福島県に所在すること</li> <li>② 期間の定めなく雇用する労働者を、県外の大学院や研究機関等で3か月以上2年以内の期間、研修等を受講させる事業主であること</li> <li>③ ②の研修等は、震災の復興に資する産業分野に関連するものであること</li> <li>④ 研修等を受講させるため、対象労働者の住居を移転(単身も可)させ、住居費を負担すること</li> </ul>
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局

制度の名称	農漁業者の雇用支援
支援の種類	その他
支援の内容	<ul><li>被災地(岩手県・宮城県・福島県)の農業法人・漁業経営体等が雇用する中高年齢農漁業者に対し、職業的知識の取得のための講習を実施します。</li><li>雇用する中高年齢農漁業者に当該講習を受講させる農業法人・漁業経営体等には、受講期間の賃金相当分の支援を行います。</li></ul>
活用できる方	●講習対象者は、被災地等において農業・漁業に従事していた方のうち、震災の日以降に、被災地の農業法人・漁業経営体等に雇い入れられた45歳以上65歳未満の中高年齢者の方等です。
お問い合わせ	厚生労働省職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室

制度の名称	キャリア形成促進助成金の特例措置	
支援の種類	給付	
	<ul> <li>キャリア形成促進助成金は、事業主が雇用する労働者に対して行う職業訓練の実施、自発な職業能力開発の支援に対して、訓練経費や訓練中の賃金を助成する制度です。東日本大災復興対策として、被災地の復興や、震災等の影響を踏まえた新たな事業展開に必要な人の育成を推進するため、特例措置(訓練経費・訓練中の賃金への助成率引き上げ等)を行ます。</li> <li>被災地の事業主</li> </ul>	震材
	現行の助成率 特例措置	
	正規労働者を対象とした職業訓練 [OFF-JT] 1/3 ( - ) → 1/2 (1/3)	
支援の内容	非正規労働者を対象とした職業訓練 [OFF-JT] 1/2(1/3) → 2/3(1/2)	
	自発的職業能力開発に対する支援 $[OFF-JT]$ $1/2(-)$ $\rightarrow 2/3(1/3)$	
	注:( )内は大企業	
	●被災地以外の中小企業事業主	
	現行の助成率特例措置	
	正規労働者を対象とした職業訓練 [OFF-JT] 1/3 → 1/2	
	非正規労働者を対象とした職業訓練 [OFF-JT] 1/2 → 2/3	
	自発的職業能力開発に対する支援 $[OFF-JT]$ $1/2$ $ ightarrow$ $2/3$	
対象となる方	<ul> <li>被災地の事業主 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県内の、東日 大震災に際し災害救助法が適用された市町村内に所在し、従業員に職業訓練等を行う事業 (大企業・中小企業とも)</li> <li>被災地以外の中小企業事業主 震災、風評被害、急激な円高等の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、生産量・売 高が減少したことを踏まえて、新たな事業展開を行うために必要な職業訓練等を行う中小 業事業主</li> </ul>	注
お問い合わせ	都道府県労働局	

# 安全な地域づくりへの支援

制度の名称	災害公営住宅の整備
制度の内容	<ul><li>災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備等する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。</li><li>災害公営住宅の整備については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としません。</li></ul>
実 施 主 体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	既設公営住宅等の復旧
制度の内容	<ul> <li>●災害により被害を受けた既設公営住宅等(改良住宅・地域優良賃貸住宅(公共供給型))や 共同施設(集会所、管理事務所等)を復旧する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。</li> <li>① 公営住宅等が減失した場合の再建</li> <li>② 公営住宅等が損傷した場合の補修</li> <li>③ 公営住宅等を再建するための宅地の復旧</li> <li>●既設公営住宅等の復旧については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としません。</li> </ul>
実 施 主 体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	市街地再開発事業
制度の内容	<ul> <li>市街地再開発事業は、中心市街地等の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区を再整備する事業です。</li> <li>敷地を共同化し、高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生み出します。 従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられます。 高度利用によって新たに生み出された床の処分金収入は事業費にあてられます。</li> <li>基本計画作成や調査設計、土地整備、共同施設整備などが助成対象となっております。</li> </ul>
実施主体	●個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、 地方住宅供給公社等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	都市防災総合推進事業
制度の内容	<ul> <li>密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図る事業です。</li> <li>避難地・避難路の整備、耐震性貯水槽・備蓄倉庫等の防災まちづくり施設の整備などが交付対象となっています。</li> <li>激甚災害に指定された市町村や東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する特定市町村を対象に、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の整備</li> </ul>
	までを一体的に支援するメニューもあります。
実施主体	●地方公共団体等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	土地区画整理事業
制度の内容	<ul><li>●用地買収方式によらず、換地手法を用いて、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給に資する事業です。</li><li>●調査設計費や公共施設工事費、移転移設補償費などが助成対象となっております。</li></ul>
実 施 主 体	●地方公共団体等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	市街地液状化対策事業
制度の内容	<ul> <li>公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時等における地盤の液状化による公共施設の被害を抑制するために行う事業です。地籍整備と液状化対策を合わせて土地区画整理事業により行う場合や、土地区画整理事業を活用しない場合にも一定規模以上で官民一体の取組に対して支援を行う事業です。</li> <li>液状化対策事業計画案の作成、コーディネート、調査・設計、液状化対策工事などが助成対象となっております。</li> </ul>
実 施 主 体	●地方公共団体等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	津波復興拠点整備事業
制度の内容	<ul><li>●東日本大震災の津波により被災した地域において、津波からの防災性を高める拠点であるとともに、被災地の復興を先導する拠点となる市街地を緊急に整備する事業です。</li><li>●計画作成費や公共施設整備費、用地取得造成費などが補助対象となっています。</li></ul>
実 施 主 体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	街なみ環境整備事業
制度の内容	<ul> <li>生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行う事業です。</li> <li>地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動や、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備のほか、地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修景なども補助対象となっており、補助率は1/2又は1/3です。</li> </ul>
実 施 主 体	●地方公共団体、土地所有者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅市街地基盤整備事業
制度の内容	<ul><li>住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う事業です。</li><li>道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の公共施設整備のほか、多目的広場、公開空地、電線類の地下埋設等の居住環境基盤施設整備等が補助対象となっています。</li></ul>
実 施 主 体	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅市街地総合整備事業
制度の内容	<ul><li>既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業です。</li><li>整備計画策定、住宅整備、公共施設の整備などが補助対象となっています。</li></ul>
実 施 主 体	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅地区改良事業
制度の内容	<ul><li>不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する事業です。</li><li>不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、改良住宅(賃貸)建設、改良住宅(賃貸)用地取得造成、一時収容施設設置費、改良住宅(分譲)の共同施設整備などが補助対象となっています。</li></ul>
実 施 主 体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	小規模住宅地区等改良事業
制度の内容	<ul><li>不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業です。</li><li>不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、小規模改良住宅の建設などが補助対象となっています。</li></ul>
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	優良建築物等整備事業
制度の内容	<ul> <li>市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るための事業です。</li> <li>一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備などが補助対象となっています。</li> <li>この事業には、「優良再開発型」「市街地住宅供給型」「既存ストック再生型」の3つのタイプがあります。</li> <li>マンション再建に活用できます。</li> </ul>
対象地域	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	防災集団移転促進事業
制度の内容	<ul> <li>災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業です。</li> <li>住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入(ローン利子相当額)、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の農地等の買い取り、移転者の住居の移転費用などが補助対象となっております。</li> <li>住宅団地について、10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数)の規模であることが必要です。</li> </ul>
実 施 主 体	<ul><li>市町村(特別な場合は都道府県)</li></ul>
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業
制度の内容	<ul><li>●がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の除却費や新築する住宅の建設費、土地の取得等に要する経費の一部を補助する事業です。補助率は1/2です。</li></ul>
実 施 主 体	●市町村(原則として)
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
制度の内容	●東日本大震災により被害が発生している造成宅地に対して、再度災害を防止するために盛土 全体に一体的な補強工事を実施する事業です。
	●宅地盛土の滑動崩落を防止するための地すべり防止杭や排水工事、擁壁工事などが補助対象
	となっています。 ●造成宅地について、一定の規模(面積、高さなど)や一定の家屋数(5戸または10戸以上)などの要件を満たしていることが必要です。
	●東日本大震災復興交付金の対象となる市町村内であることが必要です。
実 施 主 体	●地方公共団体
今回の措置	●東日本大震災を受けての新規制度
お問い合わせ	都道府県、市町村

# (参考) 社会資本整備総合交付金制度

従来の国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金等を一つにまとめ、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金として、平成22年度に「社会資本整備総合交付金制度」が創設されました。 住宅分野については、平成17年度に創設された「地域住宅交付金」が総合交付金の一括化の対象となっており、従来どおり、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備や良好な居住環境の形成を推進することができる制度となっています。

社会資本整備総合交付金制度の特長は以下のとおりです。

- 1. これまで事業別に行ってきた関係事務を一本化・統一化
- 2. 社会資本総合整備計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
- 3. 基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、創意工夫を活かして実施可能

本制度の対象となる事業としては、主に以下の事業が位置付けられています。

- 〇 公営住宅整備事業
- 地域優良賃貸住宅整備事業
- 公営住宅等ストック総合改善事業
- 〇 改良住宅整備事業
- 住宅市街地基盤整備事業 など

また、効果促進事業としては、例えば、以下のような事業が例として挙げられます。

- 民間住宅の耐震改修・バリアフリー改修助成
- 公営住宅等と社会福祉施設等の一体的整備
- 住宅相談・住情報提供 など

本制度の詳細については、市町村又は都道府県にお問い合わせください。

# (参考) 民間都市開発推進機構による支援制度

# ○住民参加型まちづくりファンド支援事業

## <制度の内容>

資金を地縁により調達し、住民等によるまちづくり事業\*の助成等を行う「まちづくりファンド」に対し、(財)民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を行い、住民参加型まちづくりの推進を図ります。

#### ※まちづくり事業の例

- ・景観形成:街並み景観に配慮したファサードの改修、植栽やフラワーポットの設置等の緑化活動など
- ・まちの魅力アップ:シンボル施設の整備、ライトアップ設備の整備など
- ・伝統文化の継承・歴史的施設の保全:伝統文化継承のための資料館等の整備や地域の伝統的な町家、歴史的建築物の保全・改修など
- ・観光振興:観光物産品の販売施設整備、観光振興のための案内板の設置など
- ・安心安全なまちづくり:防犯カメラ、防犯灯、カーブミラーの設置、バリアフリー化のためのスロープの整備など
- ・その他:交流拠点施設の整備など

#### <支援の対象>

公益信託、公益法人、市町村長が指定する NPO 等の非営利法人、指定まちづくり会社、 地方公共団体が設置する基金

# ○まち再生出資事業

#### <制度の内容>

市町村が定める都市再生整備計画等の区域において行われる公共施設(道路(歩道を含む)、広場、緑地等)の整備を伴う優良な民間都市開発事業に対し、(財)民間都市開発推進機構が出資等を行うことにより、立上げ支援を行います。

国土交通大臣の認定を受けた都市開発事業が対象となります。

### <支援の対象>

民間事業者

本制度の詳細については、(財)民間都市開発推進機構にお問い合わせください。

電話: 03-5546-0797 URL: <a href="http://www.minto.or.jp">http://www.minto.or.jp</a>

# 相談窓口

相談窓口名	中小企業電話相談ナビダイヤル			
相談内容、概要等	<ul><li>●震災の影響を受けた全国の中小企業の皆さんからの相談を受け付けています。</li><li>●最寄りの経済産業局の中小企業課に繋がります。</li><li>●受付時間:平日 9:00~17:30</li></ul>			
問い合わせ先	0570-064-350 (通話料がかかります)			

相談窓口名	東日本大震災に関する特別相談窓口			
相談内容、	<ul><li>●震災の影響を受けた中小・小規模企業や農林漁業者の皆様からの融資相談や返済相談に対応</li></ul>			
概要等	しています。			
問い合わせ先	<ul> <li>事業資金相談ダイヤル 受付時間は平日午前9時から午後7時まで。         <ul> <li>○120-154-505</li> <li>http://www.jfc.go.jp/(日本政策金融公庫)</li> </ul> </li> <li>全国の支店で窓口相談を実施         <ul> <li>http://www.jfc.go.jp/branch/index.html(店舗案内)</li> <li>(参考)東日本大震災により被災された方への支援体制</li> </ul> </li> </ul>			
	http://www.jfc.go.jp/c_news/news_bn/news230318,html			

相談窓口名	震災特別相談窓口(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)
相談内容、 概要等	●東日本大震災により被災された訓練受講者、事業主、求職者、労働者等の方々に対し、公共職業訓練、緊急人材育成支援事業における訓練関連業務の取扱い、助成金の取扱い及び雇用促進住宅に係る情報の提供等を行う「震災特別相談窓口」を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の青森、岩手、宮城、福島及び茨城センターに設置しています。
問い合わせ先	青森センター: 017-777-1234 岩手センター: 019-625-5101 宮城センター: 022-792-8039 福島センター: 024-534-3637 茨城センター: 029-221-1188

相談窓口名	よりそいホットライン			
相談内容、概要等	「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24時間365日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探します。			
問い合わせ先	0120-279-338			

相談窓口名	こころの健康相談				
相談内容、	●被災による不安や悩みを受け止める相談窓口を設けています。				
概要等					
問い合わせ先	<ul> <li>岩手県 災害時ストレス健康相談受付窓口 019-629-9617 (月~金 9:00~17:00 祝日除く)</li> <li>宮城県 こころの健康相談電話 (ホットライン): 精神保健福祉センター 0229-23-0302 (月~金 9:00~17:00 祝日除く)</li> <li>仙台市 電話相談専用回線「はあとライン」 022-265-2229 (月~金 10:00~12:00、13:00~16:00 祝日除く) 夜間電話相談「ナイトライン」 022-217-2279 (月~日 18:00~22:00 年中無休)</li> <li>福島県 こころの健康相談ダイヤル 0570-064-556 (月~金 9:00~17:00 祝日除く)</li> <li>都道府県・指定都市の精神保健福祉センターでも相談できます。 http://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html</li> </ul>				

相談窓口名	N H K ふれあいセンター			
相談内容、概要等	放送受信料に関するお問い合わせ ・災害免除に関するお問い合わせ ・住所変更等のご連絡 NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ			
問い合わせ先	(災害免除に関するお問い合わせ) 0570-077077 (平日9:00-22:00 土日祝日9:00-20:00) 上記電話番号がご利用になれない場合は、050-3786-5003 (住所変更等のご連絡) 0120-151515 (平日9:00-22:00 土日祝日9:00-20:00) 上記電話番号がご利用になれない場合は、050-3786-5003 (NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ) 0570-003434 (9:00-20:00 年末年始を除く) 上記電話番号がご利用になれない場合は、 東日本 050-3786-5005 (関東甲信越・東北・北海道) 西日本 050-3786-5006 (関西・東海北陸・中国・四国・九州)			

相談窓口名	消費者ホットライン		
相談内容、概要等	消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在をご存知ない消費者 の方に、地方自治体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生 活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。		
問い合わせ先	0570-064-370		

相談窓口名	法的トラブル解決のための総合案内所(法テラス)			
相談内容、概要等	●全国の日本司法支援センター(法テラス)地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方、東日本大震災にて被災された方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。			
問い合わせ先	法テラス・サポートダイヤル 0570-078374、法テラス各地方事務所  震災 法テラスダイヤル 0120-078309 (フリーダイヤル) 法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp			

相談窓口名	人権相談					
相談内容、概要等	東日本大震災に伴う差別や風評被害、虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、 法務局職員又は人権擁護委員が電話又はインターネット(パソコン・携帯電話)で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。電話相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けており、インターネットによる相談は24時間受け付けています。					
問い合わせ先	<ul> <li>みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)</li> <li>0570-003-110(全国共通ナビダイヤル)</li> <li>子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】</li> <li>0120-007-110(全国共通・フリーダイヤル)</li> <li>女性の人権ホットライン【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】</li> <li>0570-070-810(全国共通ナビダイヤル)</li> <li>インターネット人権相談受付窓口【24時間受付】(パソコン) http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.htm]</li> <li>(携帯電話) http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html</li> </ul>					

相談窓口名	行政に関するお問い合わせ				
相談内容、	●被災者のみなさまからの「どのような支援策があるのか知りたい」「どこに相談したらよいか				
概要等	わからない」などの各種相談をお受けしております。				
	●全国共通番号0570-090110(月~金 8:30~17:15)				
	※夜間・土日祝日は留守番電話対応				
	※最寄りの管区行政評価局・行政評価事務所につながります。PHS、IP電話などでは利用で				
	きない場合があります。その場合は、管区行政評価局・行政評価事務所の電話番号におか				
	けください。				
	《管区行政評価局及び行政評価事務所の所在地等一覧》				
	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kyokusyo_madoguchi.html				
	なお、当分の間は、以下のフリーダイヤル(無料)でも受け付けております。				
問い合わせ先	●東北管区行政評価局(宮城県)				
	0120-511-556				
	●岩手行政評価事務所				
	0120-711-815				
	●福島行政評価事務所				
	0120-815-681				
	(月〜金 8:30〜17:15) ※東北管区は17:30まで				
	※夜間・土日祝日は留守番電話対応				
	※P電話などでは利用できない場合があります。				

都道府県連絡先一覧			
都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8588	札幌市中央区北3条西6	011-231-4111
青森県	030-8570	青森市長島1-1-1	017-722-1111
岩手県	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-651-3111
宮城県	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2111
秋田県	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-1111
山形県	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2211
福島県	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-1111
茨城県	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-1111
栃木県	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2323
群馬県	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-223-1111
埼玉県	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111
千葉県	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2110
東京都	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5321-1111
神奈川県	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-1111
新潟県	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-285-5511
富山県	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-431-4111
石川県	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1111
福井県	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-21-1111
山梨県	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-237-1111
長野県	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-232-0111
岐阜県	500-8570	岐阜市薮田南2-1-1	058-272-1111
静岡県	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2455
愛知県	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-961-2111
三重県	514-8570	津市広明町13	059-224-3070
滋賀県	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3993
京都府	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-411-5000
大阪府	540-8570	大阪市中央区大手前2	06-6941-0351
兵庫県	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30	0742-22-1101
和歌山県	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-432-4111
鳥取県	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7111
島根県	690-8501	松江市殿町1	0852-22-5111
岡山県	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-224-2111
広島県	730-8511	広島市中区基町10-52	082-228-2111
山口県	753-8501	山口市滝町1-1	083-922-3111
徳島県	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2500
香川県	760-8570	高松市番町4-1-10	087-831-1111
愛媛県	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-941-2111
高知県	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-1111
福岡県	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-651-1111
佐賀県	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-24-2111
長崎県	850-8570	長崎市江戸町2-13	095-824-1111
熊本県	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	096-383-1111
大分県	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-536-1111
宮崎県	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7111
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
沖縄県	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2333

それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、 支援制度が適用とならない場合もあります。

被災された場合に実際に制度が活用できるかなど、詳細については、各支援制度ごとに 記載しているお問い合わせ先にご相談ください。

発行年月 平成24年6月

発行編集 内閣府政策統括官(防災担当)

〒100-8969 東京都千代田区霞が関1-2-2(中央合同庁舎第5号館)

TEL.03-3501-5191 http://www.bousai.go.jp

複製可